

○中村学園大学(含む短期大学部)情報処理施設利用細則

昭和57年8月5日

制定

(目的)

第1条 この細則は、中村学園大学(含む短期大学部)情報処理施設(情報処理設備が常設される施設)に設置されるコンピュータシステム(以下「機器等」という。)の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者の資格)

第2条 機器等を利用することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中村学園大学及び中村学園大学短期大学部(以下「本学」という。)の教職員
- (2) 本学の大学院生、学生及び科目等履修生・研究生
- (3) 前各号に掲げる者のほか、情報システム室室長(以下「室長」という。)が認めた者

(利用の申請及び承認)

第3条 機器等を利用しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した所定の利用申請書を室長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 申請者の所属、氏名
- (2) その他、室長が必要と認めた事項

(操作の原則)

第4条 情報処理施設に設置された機器は、機器等の利用を許可された者が操作することを原則とする。

(利用時間)

第5条 機器等の利用時間は、別に定める。

(利用料金等)

第6条 機器等の利用料金を徴収する場合は、その徴収方法等について別途定める。

(利用上の責任)

第7条 利用者は、割り当てられたIDを教育研究以外のために使用し、又は第三者に使用させてはならない。

- 2 利用者は、他人のIDを使用してはならない。
- 3 利用者は、機器等の利用に係わる情報の機密保持に努めなければならない。
- 4 利用者は、故意又は重大な過失により、その利用に係わる物品を損傷したときは、そ

の損害を弁償する責めを負わなければならない。

5 利用者は、印刷用紙等の消耗品を効率的に使用し、節約に努めなければならない。

6 利用者は、機器等を利用するにあたっては、情報システム室職員の指示に従わなければならない。

(利用の中止)

第8条 利用者が、この細則又はこの細則に基づく定めに違反した場合、その他機器等の運用に重大な支障を生じさせた場合は、室長は、その者の利用の承認を取消し、又は一定期間利用を差し止めることができる。

(事務処理)

第9条 本学の事務局及び学園内の学校等が、その事務処理上機器等を利用する必要があるときは、第7条の「教育研究」を「事務処理」と読替えるものとする。

附 則

この細則は、令和6年7月1日から施行する。